

【参考資料】

平成31年第1回奥州市議会定例会  
条例議案 新旧対照表

- 議案第3号 奥州市学校林条例の一部改正について
- 議案第4号 奥州市立幼保連携型認定こども園条例及び奥州市立幼稚園条例の一部改正について  
〔奥州市立幼保連携型認定こども園条例  
奥州市立幼稚園条例〕
- 議案第5号 奥州市郷土資料館条例の一部改正について
- 議案第6号 奥州市土地改良事業経費賦課徴収条例の一部改正について
- 議案第7号 奥州市農村ふれあいセンター条例の一部改正について
- 議案第8号 奥州市道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部改正について  
〔奥州市道路占用料徴収条例  
道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例〕
- 議案第9号 奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部改正について
- 議案第10号 奥州市地域会議条例の一部改正について

奥州市学校林条例新旧对照表

改正後

現行

別表（第3条関係）

番号	名称	所在地
略	略	略
19	稲瀬小学校林5号	略

別表（第3条関係）

番号	名称	所在地
略	略	略
19	稲瀬小学校林5号	略
20	田原中学校林1号	奥州市江刺田原字大平42-1

奥州市立幼保連携型認定子ども園条例新旧対照表

改 正 後	現 行																										
<p>(名称、定員及び位置)</p> <p>第2条 認定子ども園の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">定員</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奥州市立幼保連携型認定子ども園 稲瀬わかば園</td> <td style="text-align: center;">130人</td> <td>奥州市江刺稲瀬字大文字160番地</td> </tr> <tr> <td>奥州市立幼保連携型認定子ども園 前沢北子ども園</td> <td style="text-align: center;">150人</td> <td>奥州市前沢古城字四反田171番地 1</td> </tr> <tr> <td>奥州市立幼保連携型認定子ども園 あゆみ園</td> <td style="text-align: center;">120人</td> <td>奥州市衣川古戸72番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 略</p>	名称	定員	位置	奥州市立幼保連携型認定子ども園 稲瀬わかば園	130人	奥州市江刺稲瀬字大文字160番地	奥州市立幼保連携型認定子ども園 前沢北子ども園	150人	奥州市前沢古城字四反田171番地 1	奥州市立幼保連携型認定子ども園 あゆみ園	120人	奥州市衣川古戸72番地 1	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する支給認定を受けたものをいう。</p> <p>(2) 2号認定子ども 法第19条第1項第2号に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する支給認定を受けたものをいう。</p> <p>(3) 3号認定子ども 法第19条第1項第3号に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する支給認定を受けたものをいう。</p> <p>(名称、定員及び位置)</p> <p>第3条 認定子ども園の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">名称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">定員</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">位置</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">1号認定子ども</th> <th style="text-align: center;">2号認定子ども 及び3号認定子ども</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奥州市立幼保連携型認定 子ども園稲瀬わかば園</td> <td style="text-align: center;">50人</td> <td style="text-align: center;">80人</td> <td>奥州市江刺稲瀬字大文字160 番地</td> </tr> <tr> <td>奥州市立幼保連携型認定 子ども園あゆみ園</td> <td style="text-align: center;">50人</td> <td style="text-align: center;">70人</td> <td>奥州市衣川古戸72番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 略</p>	名称	定員		位置	1号認定子ども	2号認定子ども 及び3号認定子ども	奥州市立幼保連携型認定 子ども園稲瀬わかば園	50人	80人	奥州市江刺稲瀬字大文字160 番地	奥州市立幼保連携型認定 子ども園あゆみ園	50人	70人	奥州市衣川古戸72番地 1
名称	定員	位置																									
奥州市立幼保連携型認定子ども園 稲瀬わかば園	130人	奥州市江刺稲瀬字大文字160番地																									
奥州市立幼保連携型認定子ども園 前沢北子ども園	150人	奥州市前沢古城字四反田171番地 1																									
奥州市立幼保連携型認定子ども園 あゆみ園	120人	奥州市衣川古戸72番地 1																									
名称	定員		位置																								
	1号認定子ども	2号認定子ども 及び3号認定子ども																									
奥州市立幼保連携型認定 子ども園稲瀬わかば園	50人	80人	奥州市江刺稲瀬字大文字160 番地																								
奥州市立幼保連携型認定 子ども園あゆみ園	50人	70人	奥州市衣川古戸72番地 1																								

奥州市立幼稚園条例新旧対照表

改正後			現行		
(名称、定員及び位置)			(名称、定員及び位置)		
第2条 幼稚園の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。			第2条 幼稚園の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。		
名称	定員	位置	名称	定員	位置
略	略	略	略	略	略
奥州市立岩谷堂幼稚園	略	略	奥州市立岩谷堂幼稚園	略	略
			奥州市立前沢南幼稚園	160人	奥州市前沢字平前36番地
			奥州市立前沢北幼稚園	140人	奥州市前沢古城字四反田171番地 1
			奥州市立前沢東幼稚園	80人	奥州市前沢生母字羽場28番地 1
略	略	略	略	略	略

奥州市郷土資料館条例新旧対照表

改 正 後	現 行																																													
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>高野長英旧宅</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1 (第4条、第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">施設名称</th> <th style="width: 33%;">休館日</th> <th style="width: 33%;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奥州市武家住宅資料館</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第8条、第9条関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)・(3)略</p>	名称	位置	略	略	高野長英旧宅	略	略	略	施設名称	休館日	開館時間	奥州市武家住宅資料館	略	略	略	略	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>高野長英旧宅</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>水沢乙女川先人館</td> <td>奥州市水沢字大町103番地 1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1 (第4条、第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">施設名称</th> <th style="width: 33%;">休館日</th> <th style="width: 33%;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奥州市武家住宅資料館</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>水沢乙女川先人館</td> <td>月曜日（この日が国民の祝日に 関する法律に規定する休日に当 たるときは、翌日以後の最も近 い休日でない日）及び12月29日 から翌年の1月3日までの日</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第8条、第9条関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水沢乙女川先人館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;">使用料</td> <td style="width: 25%;">1回につき</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 暖房設備を使用する場合は、実費を基準として市長が定める額を別に徴収する。</p> <p>(3)・(4)略</p>	名称	位置	略	略	高野長英旧宅	略	水沢乙女川先人館	奥州市水沢字大町103番地 1	略	略	施設名称	休館日	開館時間	奥州市武家住宅資料館	略	略	水沢乙女川先人館	月曜日（この日が国民の祝日に 関する法律に規定する休日に当 たるときは、翌日以後の最も近 い休日でない日）及び12月29日 から翌年の1月3日までの日	午前9時から午後4時30分まで	略	略	略	区分		料金	使用料	1回につき	500円
名称	位置																																													
略	略																																													
高野長英旧宅	略																																													
略	略																																													
施設名称	休館日	開館時間																																												
奥州市武家住宅資料館	略	略																																												
略	略	略																																												
名称	位置																																													
略	略																																													
高野長英旧宅	略																																													
水沢乙女川先人館	奥州市水沢字大町103番地 1																																													
略	略																																													
施設名称	休館日	開館時間																																												
奥州市武家住宅資料館	略	略																																												
水沢乙女川先人館	月曜日（この日が国民の祝日に 関する法律に規定する休日に当 たるときは、翌日以後の最も近 い休日でない日）及び12月29日 から翌年の1月3日までの日	午前9時から午後4時30分まで																																												
略	略	略																																												
区分		料金																																												
使用料	1回につき	500円																																												

奥州市土地改良事業経費賦課徴収条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市営土地改良事業に要する経費について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の4第1項において準用する法第36条及び第36条の3の規定により、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有する者に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収する場合は、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市営土地改良事業に要する経費について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の4第1項において準用する法第36条及び第36条の2の規定により、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有する者に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収する場合は、この条例の定めるところによる。</p>

奥州市農村ふれあいセンター条例新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>(利用料金)</u></p> <p>第9条 市長は、ふれあいセンターの管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において<u>適当と認めるときは、指定管理者にふれあいセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により指定管理者が収受する利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、規則で定めるところ<u>（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第14条第3項の規定により定めた基準によるところ。次条において同じ。）</u>により使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第11条～第13条 略</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第14条 ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6)略</p> <p>(7) <u>第9条第1項の規定に基づき、利用料金を収受すること。</u></p> <p>(8) <u>第10条の規定に基づき、利用料金を減額し、又は免除すること。</u></p> <p>(9) <u>第11条ただし書の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を還付すること。</u></p> <p>(10)・(11)略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定管理者は、第1項第4号から第6号まで、第8号及び第9号の行為に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</u></p> <p>第15条 略</p> <p>別表<u>(第8条、第9条関係)</u></p> <p>表・備考 略</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第10条～第12条 略</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第13条 ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6)略</p> <p>(7)・(8)略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までの<u>いずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</u></p> <p>第14条 略</p> <p>別表<u>(第8条関係)</u></p> <p>表・備考 略</p>

改正後				現行			
<p>第5条 占用の面積で0.01平方メートル未満の端数又は長さで0.01メートル未満の端数があるときは、これらの端数は、切り捨てて算定する。</p>				<p>第5条 占用の面積で1平方メートル未満の端数又は長さで1メートル未満の端数があるときは、面積は1平方メートルに、長さは1メートルにそれぞれ切り上げて算定する。</p>			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年当	370円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年当	390円
	第2種電柱	たり	560円		第2種電柱	たり	590円
	第3種電柱		760円		第3種電柱		800円
	第1種電話柱		330円		第1種電話柱		340円
	第2種電話柱		520円		第2種電話柱		550円
	第3種電話柱		720円		第3種電話柱		760円
	その他の柱類		33円		その他の柱類		34円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに	3円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに	3円
	地下に設ける電線その他の線類	つき1年当たり	2円		地下に設ける電線その他の線類	つき1年当たり	2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年当	320円		路上に設ける変圧器	1個につき1年当	340円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	200円		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	210円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年当	660円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年当	690円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		280円		郵便差出箱及び信書便差出箱		290円
広告塔	表示面積1平方メ	860円	広告塔	表示面積1平方メ	1,200円		
その他のもの	占用面積1平方メ	660円	その他のもの	占用面積1平方メ	690円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに	14円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに	14円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	つき1年当たり	20円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	つき1年当たり	21円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル		30円		外径が0.1メートル以上0.15メートル		31円



改正後				現 行						
	未満のもの				未満のもの					
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			39円	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			41円		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			59円	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			62円		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			79円	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			83円		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			140円	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			140円		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			200円	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			210円		
	外径が1メートル以上のもの			390円	外径が1メートル以上のもの			410円		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年当たり	660円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年当たり	690円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの				Aに0.008を乗じて得た額			Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの				Aに0.01を乗じて得た額			Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路				430円	上空に設ける通路			580円	
	地下に設ける通路				260円	地下に設ける通路			350円	
その他のもの		660円	その他のもの		690円					
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日当たり	9円	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日当たり	12円		
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月当たり	86円	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月当たり	120円		
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月当たり	86円	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月当たり	120円	

改正後				現行					
条第1号に掲げる物件		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年当たり	860円	条第1号に掲げる物件		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年当たり	1,200円
	標識		1本につき1年当たり	520円		標識		1本につき1年当たり	550円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日当たり	9円		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日当たり	12円
		その他のもの	1本につき1月当たり	86円			その他のもの	1本につき1月当たり	120円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日当たり	9円		幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日当たり	12円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月当たり	86円			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月当たり	120円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月当たり	860円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月当たり	1,200円		
	その他のもの		430円		その他のもの		580円		
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年当たり	660円	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年当たり	690円
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額	政令第7条第3号に掲げる工作物				Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月当たり	86円	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月当たり	120円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				66円	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				69円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年当たり	Aに0.019を乗じて得た額		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額					
	地下（トンネルの上の地下を除く。）	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額					

改正後				現 行			
	に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額				
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年当たり	Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
			Aに0.034を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額

備考

- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

備考

- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

改 正 後	現 行																																																																														
<p>(占用料等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 面積で0.01平方メートル未満の端数又は長さで0.01メートル未満の端数があるときは、これらの端数は、切り捨てて計算する。</p> <p>4 略</p> <p>(占用料等の特例)</p> <p>第8条 占用者が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等を徴収しない。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 公共的団体（占用の目的が営利を目的としない場合に限る。）</p> <p>2 市長は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、同条の規定により計算された額の範囲内において別に占用料等の額を定め、又は占用料等を減額し、若しくは免除することができる。</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">柱類</td> <td>第1種電柱</td> <td rowspan="7">1本につき1年当たり</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>560円</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>330円</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>520円</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>その他柱類</td> <td>33円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">線類</td> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td rowspan="2">長さ1メートルにつき1年当たり</td> <td>3円</td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td>2円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変圧器</td> <td>路上に設ける変圧器</td> <td rowspan="2">1個につき1年当たり</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td rowspan="2">1個につき1年当たり</td> <td>660円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">郵便差出箱及び信書便差出箱</td> <td>280円</td> </tr> </tbody> </table>	種別		単位	金額	柱類	第1種電柱	1本につき1年当たり	370円	第2種電柱	560円	第3種電柱	760円	第1種電話柱	330円	第2種電話柱	520円	第3種電話柱	720円	その他柱類	33円	線類	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年当たり	3円	地下電線その他地下に設ける線類	2円	変圧器	路上に設ける変圧器	1個につき1年当たり	320円	地下に設ける変圧器	200円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年当たり	660円	郵便差出箱及び信書便差出箱		280円	<p>(占用料等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 面積で1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルに、長さで1メートル未満の端数があるときは1メートルに切り上げて計算する。</p> <p>4 略</p> <p>(占用料等の減免)</p> <p>第8条 市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより占用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">柱類</td> <td>第1種電柱</td> <td rowspan="7">1本につき1年当たり</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>590円</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>340円</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>34円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">線類</td> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td rowspan="2">長さ1メートルにつき1年当たり</td> <td>3円</td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td>2円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変圧器</td> <td>路上に設ける変圧器</td> <td rowspan="2">1個につき1年当たり</td> <td>340円</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td rowspan="2">1個につき1年当たり</td> <td>690円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">郵便差出箱及び信書便差出箱</td> <td>290円</td> </tr> </tbody> </table>	種別		単位	金額	柱類	第1種電柱	1本につき1年当たり	390円	第2種電柱	590円	第3種電柱	800円	第1種電話柱	340円	第2種電話柱	550円	第3種電話柱	760円	その他の柱類	34円	線類	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年当たり	3円	地下電線その他地下に設ける線類	2円	変圧器	路上に設ける変圧器	1個につき1年当たり	340円	地下に設ける変圧器	210円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年当たり	690円	郵便差出箱及び信書便差出箱		290円
種別		単位	金額																																																																												
柱類	第1種電柱	1本につき1年当たり	370円																																																																												
	第2種電柱		560円																																																																												
	第3種電柱		760円																																																																												
	第1種電話柱		330円																																																																												
	第2種電話柱		520円																																																																												
	第3種電話柱		720円																																																																												
	その他柱類		33円																																																																												
線類	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年当たり	3円																																																																												
	地下電線その他地下に設ける線類		2円																																																																												
変圧器	路上に設ける変圧器	1個につき1年当たり	320円																																																																												
	地下に設ける変圧器		200円																																																																												
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年当たり	660円																																																																												
郵便差出箱及び信書便差出箱			280円																																																																												
種別		単位	金額																																																																												
柱類	第1種電柱	1本につき1年当たり	390円																																																																												
	第2種電柱		590円																																																																												
	第3種電柱		800円																																																																												
	第1種電話柱		340円																																																																												
	第2種電話柱		550円																																																																												
	第3種電話柱		760円																																																																												
	その他の柱類		34円																																																																												
線類	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年当たり	3円																																																																												
	地下電線その他地下に設ける線類		2円																																																																												
変圧器	路上に設ける変圧器	1個につき1年当たり	340円																																																																												
	地下に設ける変圧器		210円																																																																												
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年当たり	690円																																																																												
郵便差出箱及び信書便差出箱			290円																																																																												

改正後				現行					
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年当たり	860円	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年当たり	1,200円		
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年当たり	660円	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年当たり	690円		
管類	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年当たり	14円	管類	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年当たり	14円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			20円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			21円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			30円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			31円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			39円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			41円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			59円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			62円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			79円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			83円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			140円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			140円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			200円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			210円
	外径が1メートル以上のもの			390円		外径が1メートル以上のもの			410円
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設		占用面積1平方メートルにつき1年当たり	660円	鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設		占用面積1平方メートルにつき1年当たり	690円		
地下街、地下室、通路その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	地下街、地下室、通路その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			430円	上空に設ける通路			580円	
	地下に設ける通路			260円	地下に設ける通路			350円	
	その他のもの			660円	その他のもの			690円	

改正後				現行					
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日当たり	9円	露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日当たり	12円
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月当たり	86円		その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月当たり	120円
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月当たり	86円	看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月当たり	120円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年当たり	860円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年当たり	1,200円
	標識		1本につき1年当たり	520円	標識		1本につき1年当たり	550円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日当たり	9円	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日当たり	12円	
		その他のもの	1本につき1月当たり	86円		その他のもの	1本につき1月当たり	120円	
	幕（工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日当たり	9円	幕（工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日当たり	12円	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月当たり	86円		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月当たり	120円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月当たり	860円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月当たり	1,200円	
		その他のもの		430円		その他のもの		580円	
	太陽光発電設備及び風力発電設備			占有面積1平方メートルにつき1年当たり	660円	太陽光発電設備及び風力発電設備			占有面積1平方メートルにつき1年当たり
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設				Aに0.034を乗じて得た額	津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設				Aに0.028を乗じて得た額
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設			占有面積1平方メートルにつき1月	86円	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設			占有面積1平方メートルにつき1月	120円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料					土石、竹木、瓦その他の工事用材料				

改正後				現行			
防火地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第5号に規定する防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物		当たり	66円	防火地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第5号に規定する防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物		当たり	69円
都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設				都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設			
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>Aに0.019を乗じて得た額</u>	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>Aに0.017を乗じて得た額</u>
	その他のもの		<u>Aに0.014を乗じて得た額</u>		その他のもの		<u>Aに0.012を乗じて得た額</u>
<u>建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの</u>	<u>トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの</u>	<u>Aに0.019を乗じて得た額</u>					
	<u>上空に設けるもの</u>	<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>					
	<u>その他のもの</u>	<u>Aに0.034を乗じて得た額</u>					

改 正 後			現 行
<p><u>道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）</u>、<u>原動機付自転車（側車付きのものを除く。）</u>又は<u>道路運送車両法第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。）</u>を駐車させるため必要な車輪止め装置 その他の器具</p> <p>2・3 略 備考 略</p>		<p>Aに0.034を乗じて得た額</p>	<p>2・3 略 備考 略</p>



奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)～(7)略</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1号、第4号及び第5号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)</u>については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 前条第1号、第4号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)</u>については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6)略</p> <p>2 略</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)～(7)略</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道<u>又は水道環境</u>を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1号、第4号及び第5号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 前条第1号、第4号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6)略</p> <p>2 略</p>

奥州市地域会議条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(庶務)</p> <p>第10条 奥州地域会議の庶務は総務企画部政策企画課において、各地域会議の庶務は第4条各号に規定するそれぞれの各地域会議の組織する区域を所管区域とする<u>総合支所地域支援グループ</u>（水沢総合支所にあつては、水沢総合支所事務局）において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第10条 奥州地域会議の庶務は総務企画部政策企画課において、各地域会議の庶務は第4条各号に規定するそれぞれの各地域会議の組織する区域を所管区域とする<u>総合支所総務企画課</u>（水沢総合支所にあつては、水沢総合支所事務局）において処理する。</p>